

當麻庁舎の危険性排除に
伴う機能再編に関する
特別委員会

令和 6 年 6 月 25 日

葛 城 市 議 会

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会

1. 開会及び閉会 令和6年6月25日 (火) 午前9時33分 開会
午後0時23分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥本佳史
副委員長 松林謙司
委員 西川善浩
〃 柴田三乃
〃 吉村始
〃 谷原一安
〃 増田順弘
〃 西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 川村優子
議員 下村正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
市長 阿古和彦
副市長 東錦也
総務部長 林本裕明
庁舎機能再編推進室長 吉田和裕
〃 補佐木下友博
教育部長 勝眞由美
生涯学習課長 津木佳成
生涯学習課主幹兼図書館長 石川孝子

6. 職務のため出席した者の職氏名
事務局長 板橋行則
書記 神橋秀幸
〃 岸田聖士

7. 調査案件

（1）當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項

開会 午前9時33分

奥本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。6月定例会も残すところ今日とあと最終日の2日になりました。本日は當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会ということで、3月以来の開催となります。我々、今取り組んでいるのは、この長らく、旧當麻庁舎の除却から始まっているわけなんですけども、やはりこの間いろんなことがございました。今取り組んでいるところ、これから複合施設、それから跡地利用、その辺りの具体的な検討に入っていくわけなんですけども、これまでやったことない、葛城市が初めて経験する庁舎の再編という問題が含まれております。なおかつ、合併して20年になって初めての新しい庁舎建設というところが、この特別委員会の非常に特徴的なところでございます。産みの苦しみという言葉がございまして、皆さんご存じですけども、新しいアイデア、あるいはプロジェクトを立ち上げたり、あるいは考えていく際に当たっては、非常にそれに伴う困難、挑戦があると、もう皆さん、ご存じのとおりです。裏返すと、新しい挑戦を行うためにはそういう困難や挑戦が必ずあるということです。それを乗り越えて、やはり新しいそういう、これから取り組むべきものが出来上がっていいくと。そのためには、やはりいろんな意見に声を傾けていく必要がございます。議会の役割、この当委員会の役割ですけども、あくまでもこの事業は、理事者の事業でなっております。それに対して議会は、いろんな方の声、あるいは、それぞれ議員が研さんを重ねて調べた事象を踏まえた上で、いろいろ提言をしていく、そういう位置づけの委員会でございます。また、しんどいことばかりじゃなくて、新しいものをこれからつくり上げていくという、わくわく感というのは当然ございます。これまでのいろんな議会活動とは決定的に違うところは、これから先、生まれてくる子どもたちのためにどういうものが必要か、そこを考えるところがやはり一番となっております。今現状、市民の便を図るための事業の議決というのは、もう議会は常々、委員会も含めてやっておりますけども、まだ、この世にいらっしゃらない方、これから生まれて来られる方、あるいはよそから来られる方、そういう方を踏まえて今現状に住んでいらっしゃる方、そのいろんなことを考えながら検討していく、そういう位置づけの議会でありますので、建設的な意見の交換をお願いしたいと思います。では、本日もよろしくお願ひいたします。

発言される際は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いいたします。

委員外議員の出席です。下村議員。

葛城市議会でのマスク着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めて

おりますので、ご承知おき願います。

本日の議事運営に入る前に、大ざっぱな時間配分の流れだけをちょっと確認しておきたいと思います。

まず、理事者のほうから先般ありました座談会の報告がございます。その報告が終わりましたら一旦、休憩に入れます。この休憩の間に、庁舎の3月時点の構想の模型ですけども、それを見ていただいた上で、次の議論に入っていかないとなかなか思いづらいところがありますので、まず、その休憩の間に模型を確認していただく時間を取ります。再開後、質疑応答に入ります。それが終わりましたら、最後に、前回3月の委員会のところで時間切れで対応できませんでした周辺施設エリアにおける市有地活用についての説明をさせていただきます。これで委員会が終わりまして、あと、終わってから協議会を若干の時間を持ちたいと思っておりますので、ご承知おきください。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件1、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項についてを議題といたします。

本日、理事者から報告ございますが、非常に範囲が広くございますので、2点に分けて説明願います。その都度質疑していきますので、よろしくお願ひいたします。

では最初に、(仮称)當麻複合施設基本設計座談会の報告と設計案改善の方針について、理事者から説明願います。

林本総務部長。

林本総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願ひをいたします。

本日はお忙しい中、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催いただきました、誠にありがとうございます。

ご報告申し上げます案件につきましては、先ほど委員長もおっしゃっていただいているとおり、現在進めております當麻複合施設の整備に係る進捗状況についてでございます。

まず、1点目でございますが、當麻複合施設の基本設計案について、委員の皆さん、そして座談会などで市民の皆様のご意見を踏まえまして、改善方針を反映いたしました基本設計案をビフォーアフターをお示ししてご報告させていただきます。

次に2点目でございますが、前回の特別委員会で未報告となっております複合施設の周辺エリアにおける市有地跡地活用についてのご報告をさせていただきます。

なお、今回は設計業務における基本設計部分のまとめとなりますので、委員皆様のご理解を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

これよりは担当室長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 吉田庁舎機能再編推進室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 改めまして、皆さん、おはようございます。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、振り返りといたしまして、前回の特別委員会では、當麻複合施設に係る設計等の業務について、ゾーニング案をお示しさせていただき、配置案についてのご意見を頂戴いたしました。また、當麻複合施設の管理・運営計画（前編）という形で案をお示しし、今

後の新しい複合施設の管理運営手法について、指定管理者制度を導入する方向で、委員会での了承を得たところでございます。

それでは、今回、前回の特別委員会以降の當麻複合施設整備に係る設計等業務についての進捗につきまして、説明させていただきます。資料1の1ページをご覧ください。去る4月21日及び4月22日に新しい複合施設の概要を共有し、この施設でやってみたいこと、使い方の意見交換を目的として、座談会を開催いたしました。参加者は、1日目の4月21日では、子育て世代、学生の方を中心に48名の参加者、また、2日目の4月22日では、クラブ、図書館、市民団体等の方々を中心に25名の参加者があり、2日間合わせまして、73名の参加をいただきました。座談会では小学生から大人まで幅広い世代の方々に参加していただきまして、模型や動画、図面を見て、施設の特性を理解していただいた上で、グループに分かれて意見交換を行いました。

なお、座談会当日にいただきましたご意見につきましては、資料1の3ページから8ページに資料として添付しておりますので、参考にご覧していただければと思います。

続いて、資料2になります。ゾーニング案についての説明をさせていただきます。配付いたしましたA3横の資料2の1ページをご覧ください。座談会のほか、各種団体、市議会…。資料1の後ろのほうに資料2がついております。申し訳ありません。資料2の1ページになります。

奥本委員長 資料1と2が続けてとじられているということですね。

吉田庁舎機能再編推進室長 資料2の1ページをご覧ください。座談会のほか、各種団体、市議会、職員等からのヒアリングでたくさんの意見を頂戴し、得られた意見を踏まえまして、今回、設計案へのご意見や要望事項をエリアごとに整理し、分析しております。説明の流れといたしましては、最初に、変更前の平面図に設計案への意見、要望、まとめとしてピックアップしている主な意見、要望についての説明をさせていただき、その後、変更後の平面図におきまして、設計案改善の方針として、整理した主な内容につきまして、ビフォーアフターの形で説明させていただきます。なお、平面図は基本設計時点のものですので、詳細については、検討中のものや表現できていないものもあり、今後、変更の可能性がございます。

それでは、1階部分から説明させていただきます。左上段に、トイレについての主な意見といたしまして、子ども用トイレが欲しい、トイレの数を増やしてほしい、障がい者の利用に配慮してほしいなどのご意見がございました。

次に、左側中段に、市民活動スペースについての主な意見といたしまして、放課後や仕事終わりに立ち寄れる場所を設置してほしい、カフェが欲しい、マルシェやイベントを開催してほしいなどの意見がございました。

次に、左側下段に、エントランスについての主な意見といたしまして、葛城市や當麻について紹介する場所を設けてほしい、1階に貸出カウンターが欲しいなどのご意見がありました。

続いて、右側中段に、多目的スタジオについての主な意見といたしまして、舞台をもう少し広くしてほしい、音漏れでほかの利用者に迷惑をかけたくない、ピアノを使えるようにし

てほしいなどのご意見がありました。

次に、右側下段に、子ども図書部分についての主な意見といたしまして、本の読み聞かせなどを行ってほしい、職員が常に子どもの動きを見ておけるようにしてほしい、子ども用トイレや授乳室が近くに欲しいなどのご意見がありました。

これらのご意見を踏まえまして、2ページをご覧ください。変更後の1階部分の設計案改善の方針といたしまして、設計案を改善した内容についてまとめております。左側上段に、トイレの反映内容といたしまして、子ども図書の近くにファミリートイレを設け、親子連れにも安心して利用できるようにしました。また、授乳室やおむつの交換台を設置し、乳幼児を連れた親御さんにも安心して施設を利用できるようにいたしました。また、トイレ内のレイアウトなど、様々な利用者に配慮いたしました。

次に、左側下段に、市民活動スペースの反映内容といたしまして、市民が様々なイベントで利用しやすいように、様々な場所で自由な使い方ができるようにしました。また、キッチンスペースにつきましては、カフェの運用も視野に、指定管理者による自由提案が可能となる設備について検討し、公募要件への反映を想定しています。

次に、左側下段に、エントランスの反映内容といたしまして、気軽に腰かけられるベンチや椅子を設けます。多世代を迎える寛容なスペースをイメージしております。新聞や雑誌などを気軽に楽しめるスペースを設けます。市民活動の案内や観光パンフレットコーナーの設置を検討いたします。

続いて、右側上段に、多目的スタジオの反映内容といたしまして、ピアノや舞台を使った活動が行いやすいよう、間仕切りをT字に変更し、間仕切りで分割中も舞台と一体利用ができる形にしました。多目的スタジオ周囲の壁や間仕切りの防音性能を高め、共同利用しやすくなります。また、舞台の高さを1メートル程度上げることで、客席から見やすくなるため、階段状の座席をなくし、大きな平面としました。間仕切りを利用中にも自由なレイアウトが可能となります。入り口を西側に設けることで、大道具などの搬入をしやすくしました。

次に、右側下段に、子ども図書部分の反映内容といたしまして、子どもの安全面に配慮し、総合案内や受付カウンターから常に子どもを見守れるレイアウトにしました。天候に関わらず、子どもたちが利用できるプレイスペースを設け、体を使って遊び方を考えたり、共同作業を体験できるスペースとします。なお、飛び出し防止や図書の配架、プレイスペースなどの使用につきましては、今後の運営方法を踏まえ、検討いたします。

続きまして、3ページをご覧ください。2階部分になります。左側の市民活動部分についての主な意見といたしまして、様々なイベントを定期的に開催してほしい、従来の学校とフリースクールのいいとこ取りのような場所にしてほしい、靴を脱いで利用できる部屋が欲しい、もう少し遅くまで自習できるように開館時間を延長してほしい、グループで自由に話ができる場所が欲しいなどのご意見がありました。

続いて、右側上段に、中2階についての主な意見といたしまして、お年寄りや障がい者でも利用できるように、エレベーターの設置を検討してほしい、図書カウンターを一般図書と同じフロアにしてほしい、バリアフリーへの配慮が足りないなどのご意見がありました。

なお、バリアフリー関連につきましては、後ほど別紙により詳細に説明させていただきます。

次に、右側下段に、ものづくり工房についての主な意見といたしまして、子どもと一緒にものづくりができる場所にしてほしい、工具や道具をレンタルしてほしい、作品を展示できる場所が欲しいなどのご意見がありました。

これらのご意見を踏まえまして、4ページをご覧ください。変更後の2階部分の設計案改善の方針といたしまして、左側下段に、市民活動部分の反映内容といたしまして、吹抜けやエントランス、プレイルームの様子を感じられる空間であり、読書や学習、グループ学習も自由にできる空間とすることで、様々な活動が融合する空間を目指します。なお、仕様につきましては、今後の運営方法を踏まえ、検討いたします。

次に、右側上段に、中2階の反映内容といたしまして、車椅子利用者や高齢者が図書を利用しやすくするため、エレベーターを設置しました。図書カウンターは一般図書と同一フロア内の人の動きや公開書庫に目の届く位置に変更し、利用しやすくしました。階段部分とベンチ部分を家具や手すりで区切ることで、安全面と衛生面に配慮いたします。この階段部分とベンチ部分を家具や手すりで区切ることについてのイメージといたしまして、11ページをご覧ください。パース図が6枚ありますけれども、その中の上段の中央の中2階からかつらぎギャラリーを見るというパース図が、家具や手すりで区切ることのイメージがつきやすいかと思います。再度4ページにお戻りいただきまして、中2階の反映内容といたしましては、図書カウンターを一般図書で変更させていただきます。

次に、右側下段に、ものづくり工房の反映内容といたしまして、創作活動が見えることで、来館者に新たなチャレンジのきっかけをつくります。

続いて、5ページをご覧ください。3階部分になります。左側中段に、共用スペースについての主な意見といたしまして、若者と年配者が一緒に楽しめるマルシェなどのイベントを開催してほしい、広い自習スペースやリモートワークスペースが欲しい、展示会ができる場所を確保してほしいなどの意見がありました。

続いて、中央上段に、かつらぎギャラリーについての意見といたしまして、地域の歴史博物館を設けてほしいという意見がありました。

次に、右側中段に、サインについての意見といたしまして、屋上に上がるための案内板を設置してほしいという意見がありました。

次に、右側下段に、庁舎部分についての主な意見といたしまして、3階窓口で音声案内だけでなく、モニターでの案内も行ってほしい、待ち時間に子どもが遊べるスペースを設置してほしい、プライバシーに配慮した相談ブースが必要などのご意見がありました。

これら意見を踏まえまして、6ページをご覧ください。変更後の3階部分の設計案改善の方針といたしまして、左側に共用スペースの市民交流スペース、ホールの反映内容といたしまして、市民交流スペース、ホールでは、活動の成果を展示し、訪れた人の目を楽しませたり、活動の輪を広げることができます。

次に、右側下段に、庁舎部分の反映内容といたしまして、庁舎の窓口については、市役所

内での協議を踏まえまして、より分かりやすく、利用者と職員の双方にとって使いやすい窓口となるよう検討を進めます。また、2人掛けの窓口や相談ブースを設けることで、子ども連れの保護者やプライバシー性の高い相談などにも対応いたします。

また、中央下段の畳スペースでの反映内容といたしまして、東側の10畳は、個室としても利用することができます。活動がない時間帯は来館者が自由に利用できる空間とし、ゆっくり読書を楽しめる空間とします。

続いて、7ページをご覧ください。屋上階部分になります。屋上についての主な意見といたしまして、フォトスポットが欲しい、車椅子やお年寄りが上がるようエレベーターを設置してほしいなどのご意見がありました。

また、施設に関する主な全体意見といたしまして、10年後、20年後も古さを感じないデザインにしてほしい、幼児、子ども、大人、高齢者、あらゆる人にとって使いやすい優しい施設にしてほしい、温かみのある気軽に利用しやすい雰囲気にしてほしいなどのご意見がありました。

これらご意見を踏まえまして、8ページをご覧ください。変更後の屋上部分の設計案改善の方針としまして、左側に屋上の反映内容といたしまして、これまで利用が難しかった屋上を整理し、市民が利用できないかを検討しています。なお、屋上広場には誰もが活用できるようにとの声を多数いただきました。エレベーターの着床について慎重に検討を重ねましたが、構造的・法的な制約により実現が難しいことが分かりました。ここで、資料2-1、A3、1枚ものをご覧ください。當麻文化会館の3階及び屋上から東側の眺望について、各目線を想定し、比較してみました。左側は、車椅子目線での屋上及び3階からの眺望になります。屋上からだと屋根があるため、景色を見ることが少し難しくなります。右側は、健常者目線での屋上及び3階からの眺望になります。こうした想定を踏まえまして、誰もが安心で活用しやすい場であることを目指し、現在、安全対策や階段昇降機の設置等について検討しているところですが、同時に3階のビュースポットを生かす方法など、そのほかの方法で眺望を確保することについても検討を進めています。

再度、資料8ページに戻っていただけますでしょうか。左上上段なんですかれども、施設に関する全体意見への反映内容といたしまして、あらゆる人にとって使いやすく温かみのある内装計画を行います。分かりやすいピクトグラムなどのサインを検討します。バリアフリーを充実させ、あらゆる利用者にとって使いやすい施設を計画します。耐震性能の向上により、災害受援施設としての活用を検討します。なお、使用につきましては、今後の管理・運営計画及び詳細設計において反映を予定しております。

次に、地下につきましては、機械室をコンパクト化し、書庫、また倉庫として利用可能といたします。

続いて9ページをご覧ください。バリアフリーへの配慮につきまして、現時点でのバリアフリー対策をまとめた資料になります。左側、1階部分になります。1階の出入口付近には職員を呼び出せるようインターホンの設置、また、入り口の目の前に総合案内があるため、視覚障がい者を職員が安全に誘導できるようにします。

次に、トイレは各階のトイレの数を充足させ、誰もが使いやすいように整備します。また、ベビーシート付トイレブースも整備します。みんなのトイレにはオストメイトや手すりを設置し、車椅子が回転しやすい広さを確保します。また、大人も利用可能な大型ベッドを設置いたします。おはなしの部屋にはバリアフリー対応にいたします。また、受付カウンターを見守りやすい位置に変更いたします。子どもトイレは、子ども連れが利用しやすいように、子どもと一緒に利用できるトイレブースや授乳室を整備し、子ども図書近くに配置します。

続いて右側、2階部分になります。中2階へも止まるエレベーターを配置します。また、視覚障がい者に配慮し、音声案内設備の設置を検討します。スムーズな移動がしやすいように、対面朗読室をエレベーター近くに配置します。また、図書カウンターの職員を呼び出せるインターホンを設置します。階段部分につきましては、転落防止手すりを設置し、視覚的に分かりやすいベンチを配置します。なお、図の安全対策案は一例ですので、詳細設計においてさらなる検討を深めます。

続いて左下、3階部分になります。聴覚障がい者に配慮した呼出しが分かるモニターの設置を検討します。窓口部分には車椅子用相談室を設置します。また、屋上に上がるための手段の1つとして、階段昇降機を検討中ですが、屋上での眺望の確保や安全対策にも課題があることから、ビュースポットを生かすそのほかの方法についても並行して検討を進めます。

なお、検討中の項目といたしまして、車椅子に対応した本棚の幅、館内用貸出車椅子の設置、車椅子対応の閲覧席、点字本などの配架を検討、分かりやすいピクトグラムなどのサイン、文字を読みやすい照明、重い資料を広げられるテーブル、屋上活用の可否、ベビーカー置場、屋根ありの身体障がい者用の駐車場、それと点字ブロックについて、今後の詳細設計での反映を予定しております。

次に、10ページから11ページにかけまして、新しい複合施設のパース図を添付していますので、施設のイメージがしやすいと思いますので、参考にご覧ください。

なお、イメージは変更の可能性がございます。なお、今回の報告が設計における基本設計部分のまとめとなります。今後は実施、詳細設計に入っていく予定をしております。

最後に、新しい複合施設に係る概算工事費につきまして説明いたします。基本計画時にお示しさせていただいた大規模改修に要する工事費は約20億円ございました。今回、基本設計時点における概算工事費を積算したところ、約25億円から26億円程度の工事費になると想定しております。増額理由といたしましては、原材料費及び人件費の高騰によるもの。また、地下に倉庫を設置すること。また、これまでに意見聴取しました内容が反映できるよう、自由度を高めて改修を想定したことによるものでございます。なお、地下に倉庫スペースの確保ができれば、跡地での倉庫の設置の必要性がなくなります。今後も、概算工事費に変更が生じる可能性がございますが、工事に係る工事請負費といたしましては、令和7年度の予算において予算措置を行う予定としております。

以上で、當麻複合施設整備に係る設計等業務に係る進捗についての説明を終わります。つきましては、説明いたしました事案につきまして、ご意見賜りますようよろしくお願ひいたします。

奥本委員長 ありがとうございました。

ここで、一旦10分程度休憩いたしまして、模型の確認をしていただきます。理事者の方は模型のほうにお願いいたします。では、20分まで暫時休憩といたしますので、各自模型の確認をお願いいたします。再開後は今の件に関しましての質疑応答の時間といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

奥本委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、理事者の方から資料についての説明をいただきました。また、この休憩期間中に模型の確認を委員のほうにしていただきました。それらを踏まえて、質疑応答、確認に入っていきたいんですけども、まず、先ほど説明ございましたように、今回の資料のメインとなる変更前、変更後のところ、それともう一つは、この平面図は基本設計時点のものであり今後変更の可能性がありますと各ページに書いてありますけども、これが最終というわけではなくて、まだ今日、この委員会で出た意見を反映する余地があるということになります。それと、最終の詳細設計に移るまでに、その辺りをまた盛り込んでいくという、試行錯誤をしていくわけなんんですけども、それともう一つ、今回の変更の説明のところでページを割いて、バリアフリーについての説明がございました。これ、ちょうど1年前に示された葛城市當麻複合施設整備基本計画、令和5年6月の計画案によっては、ここにはちゃんとバリアフリーってうたってあったんですけども、前回の3月のところ、3月の説明のゾーニング案のところでは、それがほとんど触れられていなかったということなので、この辺、市民の方に誤解を生んだところございますけども、そもそもこの施設複合化に当たる前に当たって、バリアフリーの観点は必ず盛り込むというところで前提で進んでおりました。それを今回また改めて明示されているわけんですけども、その辺りも踏まえて、質疑応答をお願いいたします。では、いかがでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 本日もどうぞよろしくお願いをいたします。私、バリアフリーのことに関するのについて2点と、それからあと、屋上に関して1点お伺いをいたします。

まず、1つ目なんですが、これもう単純な確認なんですが、このいただいたA3の資料の中の資料2のほうの4ページの中の一般図書エリアと緑色の部分、これが前回は、エレベーターからはスロープを通じてしかこの場所に行くことができなかった、車椅子の方については、これについてダイレクトに行けることになっているんですが、ここのところに閲覧スペースも書いています。これについて先ほど説明をされまして、例えば車椅子用の閲覧スペースであるとか、それからあと、物を広げたりする閲覧スペースについてというふうなことについては、これからしっかりと検討していくということを伺いましたが、この図書エリアで、例えば車椅子の方とか、あるいは高齢者で昇降が難儀な方とか、そういう方は、ここで基本的に本を書架から取って、閲覧できるようにするように考えておられるというふうに私は理解したんですが、その理解でよいのかどうかというのが1つ目であります。

それから2つ目なんですが、ちょっと申し遅れましたが、これまで行政におかれましては、

3度にわたるワークショップとか、それからあとパブリックコメントなどを通じて、市民の意見を広く集めようとなっていたということ、それから直近では、4月21日、22日、今、説明がありましたが、市民の声を聞くというふうなことで、非常に丁寧に進められているというふうに思います。市民の声をやっぱりしっかりと反映しようという行政の意図が感じられまして、これについては評価をしたいと存じます。また、特に庁舎機能再編推進室の職員の皆さんにおかれましては、本当にいろいろ市民の声が来るかと思うんですが、それをできる限り反映させようとされているということ、今回の資料、説明からもよく伝わってきますので、これについては敬意を示したいと思います。

ということで、その中で、前回、私、委員会の中で、もちろんバリアフリーのことについては、自分でも理解していたつもりではおったんですが、その後、例えば、直接、ハンディキャップを持った当事者の方とかから話を聞く機会がありまして、例えば、視覚障がいの方、特に中途視覚障がいの方方が階段の上り下りが、階段というの非常に危険を感じる、また、高齢者の方に感じるというふうなことで、私も前回の委員会で自分自身の理解が十分ではなかったなというふうに感じたんです。その中で、やっぱり当事者の声を聞かなきやいけない、ハンディキャップに様々な種類がありますので、それを感じたんですが、これまで行政としましては、直接、障がいの方、ハンディキャップを持った方の考え方、意見、要望などを聞く場を設けられたのかということと、それから、特に設けられたとすればどのような要望とか懸念があったのかということをお聞かせ願えたらと思います。これが2点目です。

3番目なんですが、屋上について市民の方々から期待をするというふうな声もあって、先ほども、例えば、バリアフリー仕様という階段昇降機をつけたりとか、それからあと、車椅子目線でも見やすくするなどのそういった話もありましたが、今後、屋上について、ここを売り出していきたいのか、この施設の中で。その辺り、どのようにお考えになっているのかお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの吉村委員の1つ目の質問でございますが、一般図書エリアで、車椅子の方や高齢者の方が閲覧できるスペースが設けられるかという質問であったかと思います。これは閲覧席を設ける予定をしております。

それと、2点目の視覚障がい者、高齢者等の当事者の声を聞く機会があったかというご質問だと思いますが、直近で障がいの方たちのご意見を頂戴する場がございまして、そこでいろいろとご意見を頂戴しています。その中でも、やはりバリアフリーの配慮をしてほしいということで、今回の図案でいうと、エレベーターを中2階に止めてもらいたいであるとか、屋上まで利用できるのであれば、屋上までエレベーターを行けるようにしてほしいというようなご意見を頂戴しております。

それから、3つ目の屋上を今後どのように考えているのかということでございますが、現在、屋上についても、当初にこの案を示させていただいた中では、屋上を付加価値として活

用しようと、眺望もいいから屋上に上がっていただいて、景色も見ていただこうという案にしておりましたが、今回写真もおつけさせていただいたんですが、若干やっぱり東側をターゲットで写真をつけたんですけども、健常者であれば眺望はいいかと思うんですが、身体障がいの方であれば、やはり目線が下のほうになりますので、写真のとおり、屋根の壁みたいなものが見えてしまうとかいったところがありますので、今後、屋上を活用する方法と、それから3階のところの東側も眺めがいいところがございますので、そこの3階の部分につきましても、テラスを少し出て景色が見えるようにするであるとか、そういうことを検討させていただきたいと考えております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 障がいの方、それからハンディキャップを持った方の意見を聴取する場を設けていただいたということ、ありがとうございます。それで、その中でも屋上まで上がりたいというふうな声があって、エレベーターをという声もあった中で、いろいろな制約の中で、1つができる限りのこととして、先ほど説明があった階段昇降機のことも検討されるというふうなこと、理解をいたしました。

それから、あと屋上につきましても、売りにできるように、これからいろいろ検討していくたいというふうなこと承知いたしました。

まずは、1回目はこれで、したいと思います。

奥本委員長 もう一度、私のほうから再度確認しますけども、屋上のことについての確認です。今、吉村委員から確認ございまして、先ほどの答弁では、今後流れとして、屋上をこのまま活用する方法を探る、それから別の方法として、3階にテラス等を設置するので代用する方法、この2点を今後検討していくということでよろしいですか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

奥本委員長 では、ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。今日こうやって設計案ということを変更前、変更後というところで示していただいてありがとうございます。ほんと、座談会のほうとかワークショップ、こうやって僕、設計を一応仕事として、なりわいとしてやっているもんで、かなり丁寧に聞かれて、今こうやって反映をしてきているのと違うかなというところで、本当にこれというのは大変な作業であると思っております。

まず、1階の話で、僕、前回のときも、トイレの数が少ないというところに関してもやっぱり改善をしていただいておりますし、子ども図書の近くにやっぱりそういう授乳室とかが必要やろというところも、やはり改善もしていただいておりますので、これもちゃんと反映をしていただいているというところも感じておるところでございます。今、屋上の話が出たんですけども、僕、3月のときからちょっと引っかかっていたんが、屋上にこうやって上がって、わざわざ、これ非常階段なんですね、言うたら、非常階段を通って屋上に上がるというところにすごい違和感をずっと感じておったんですね。それだけのメリットが果たしてあ

るのかというところも考えていたんです。例えば、奈良県の、皆さん行かれたことあるかもしないで、県庁の屋上についても、最初きれいにしてはったんですけど、今、草ぼうぼうなんですよね。あんだけ観光客が多いところで、なかなかあんまり屋上の利用というのも少ないし、前、誰かの委員のご意見で、二上山がやっぱり見えないというところも、今あると思うので、これはそやから、何を売りにして、費用対効果、さっきいろんな皆さんの意見も聞きながら、やっぱり物価高騰もあって建設費も上がっているということなので、これは、僕、費用対効果も考えたときに、後々使われんようになるもんを例えれば造るって、そこの検討というのは必要やと思いますので、わざわざ非常階段を通っていくところに、前のことから違和感を感じておりました。そやから、その辺も踏まえて、今後検討して、やっぱり3階、今こうやって見せていただいたら、そんなに変わりますか。この屋上の風景とね。だから、そんなになんか変わらんのと違うかなと。ほんで、どこに目玉というか、風景を目玉に置いてというところも、3階からの眺望でも全然大丈夫と違うかなというところもありますので、ほんあと費用対効果、考えて、ほかの屋上も、ほかの施設を造られたときの屋上も参考にされたら、利用者数というか、その後の利用者数ってどんだけ推移しているのかなというのも考えてもらつたらいいのと違うかなと思っておりますので、その辺は1回考えてもらえたならと。ちょっと1回その辺答弁できるのやつたら、お願ひしたいなと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの西川委員の質問にお答えさせていただきます。

確かに屋上にエレベーターを設置することが困難ということで、代替案としまして階段の昇降機を検討しているところなんですけれども、こちらも費用はやはりかなりかかります。エレベーターほどではないですが、かかります。また、それをつけることによって、階段の広さも変更しないといけませんので、費用がかかっていくかと思います。先ほど委員のほうからありましたほかの施設の屋上の利用のほうも、いろいろと状況を見させていただいて、検討させていただきたいと考えております。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。ほかのところも、どれだけ使われているのかいうのを見ていたい、今後検討していただきたいなと思います。あと、僕、障がい者の方だけのこと、階段の利用を言っているんじゃなくて、昇降機、じゃなくて、一般の方もこの非常階段を通つて屋上に行くというのがちょっとイメージつかへんというところやったんですね。そやから、その辺も踏まえて、わざわざそこまでする必要があんのかなと、お金もかけてというところを検証、またしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

奥本委員長 屋上の活用というのは、議会のほうでも視察研修、ほかの行政のところに行ったときに、実際に活用されているところがあつて、こういうアイデアが提案された経緯もございますけれども、やはり何といっても費用対効果、VFMの考え方というのは行政にとって一番大事ですので、そこを考えずに、何が何でもこれを盛り込めというのであれば、幾らお金があつても足らない状況になります。その辺りは費用対効果、VFMを考えながら、今後の検討をしていくということで、今、答弁いただきました。

先にこちらの関連で。

吉村委員。

吉村委員 関連で、要望だけ申し上げます。屋上のことで、費用対効果ということが大事な話だと思います。それで、もし、例えば費用がかかったとしても、もし屋上のほうに階段で上っていくということになりましたら、市民というのは、やっぱり階段で上がっていける、健常者もそうですし、それからあとハンディキャップを持った方も市民ですので、公共施設でありますので、もし屋上を利用できるということになりましたら、全ての市民が利用できるというふうに、その辺りはご配慮いただきたいと思います。意見だけです。

奥本委員長 続きましては、意見。

柴田委員。

柴田委員 よろしくお願ひします。

先ほど吉村委員の質問の答弁の中で、障がい者の方とかの意見を聞く機会があったというお話があったんですけども、今、変更後の設計を見させていただきますと、かなりその声を反映されて変更されたというのがすごく分かってくる設計になっていると思っておりますが、これからなんんですけど、詳細設計とかに入っている中で、要所、要所でバリアフリーの観点からの障がいを持った方々の意見を聞く機会をこれからも設けられるのかどうかということをお聞きしたいなと思っています。

それから2点目が、図を見ると、階段がたくさんあって、階段に座って本を読まれたりとかしている図があるんですが、階段に座るに当たって、晴れのときはそんなに気にならないと思うんですけども、雨が降ったりとか、あと、晴れた日でも土ぼこりとかを、館内に入ってこないのかなとか、特に雨のなんかはぬれたりとかするので、そこで、階段を利用されるときに、汚れていたりとかということを考えての何か配慮をされているのかどうかというのと、それから3点目なんんですけど、もしかしたら、もうどこかの時点で答弁いただいているかも分からないですけど、私、市民の方からお声を聞くのは、総合窓口がなぜ3階になっているのかということをちょっと。

(発言する者あり)

柴田委員 じゃなくて、3階の市役所の機能のところ、そこが、簡単な総合窓口は1階にあると思うんですけども、市役所の窓口が3階にあるというのがなぜなのかなということをよくお聞きするので、その考え方を聞かせてください。

奥本委員長 柴田委員、今のご質問2点目、階段の件ですけども、これは以前から、階段のデザインですけども、座席と階段は別やという答弁をいただいていまして、3月のこの委員会でも、柴田委員と吉村委員から質問ございまして、そこの対応は、素材については、まだこれから詳細設計で検討していくという答弁がありました。それを踏まえた上で階段の位置づけということでおろしいですか。

それと、今の総合窓口は、これは1階です。3階は総合窓口じゃなくて、普通の市役所の窓口で、それが3階にある意味ということでおろしいですか。

柴田委員 はい、そうです。

奥本委員長 じゃ、それについて答弁お願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまのご意見でございますが、まず1点目のバリアフリーについて、そういういった障がい者団体の方たちと聞く機会を設けることができるかということなんですが、こちらは、うちの市役所にも障がいの担当の部署もございますので、そういういた職員の担当課のほうにもお聞きをしていこうと考えております。

それから、2点目の階段についての配慮なんですが、11ページに、先ほどの説明の中でも階段のイメージ、階段といえば、皆さんが上り下りするところなんですが、こちらのイメージは、階段のところにベンチを置く、ということはもうそこはベンチという形になるので、そこは通れないというか、そこはベンチとして座っていただく場所、さらに、階段ということにはなるんですが、そこに机を置いて、そこで本を読んでいただくことも可能というような、机も配置する予定をしていますので、そこは階段ではなく、階段にはありますけど、机を置いたりベンチを置いたりして、行き来するところと分けるということを考えています。

それから、総合窓口がなぜ3階にあるのかというところなんですけど……。

奥本委員長 市役所窓口ね。

吉田庁舎機能再編推進室長 市役所窓口が。1階は総合案内で、今、當麻庁舎に入っている総合窓口課ではございません。総合案内という形で、1人職員を張りつくと。そこは出入口から来られた方が、出入口のところにもいろいろとデジタルサイネージとかも配置しますけれども、どこに行ったらいいのか分からぬというご案内は、そちらのほうでさせていただくと。さらに、総合窓口課につきましては、3階に庁舎機能として配置をしています。これは、もともとこの複合化案を検討した際に、建替えではなくて、當麻文化会館を複合施設として大規模改修する。その際に、躯体を最大限残して、コストであるとか、CO₂削減、そうしたことを踏まえて、この複合化案になったと。そこを設計者のほうにプロポーザルをしたところ、こういった案が出てきまして、當麻文化会館の躯体を最大限生かせる方法というのが、こういった中2階という案が出てきたわけです。そこに1階の部分は、基本計画でも示していましたように、コンセプトとしては、にぎわいを求める、回遊性を持たせるとか、いろんな機能が融合できるという施設を検討していますので、そこを1階の部分に、子どもの雨の日でも遊べるプレイスペース、子ども図書、そしたら、子どもの声が聞こえる、にぎわいがある。そのところに、庁舎機能である総合窓口の相談内容とかをその1階の部分に置きますと、プライバシー性もありますし、相談内容が、子どものにぎわいのところでなかなかじっくりとできない部分がありますので、1階は楽しく、声があふれる場所、2階、3階に行くと、グラデーションで静かな空間になっていくと。こうしたことを考えた上で、3階に庁舎機能を持ってきたと。そこでは3階は、静かな部屋というのも配置しますので、そこは自習室として、庁舎機能の部分の相談等は静かな場所で相談を受けてもらうという形で、3階にした次第です。

奥本委員長 私、先ほど理解が不足しております、1階総合案内ということで、今の分庁舎の窓口がそのままいくというわけじゃないということですね。

柴田委員。

柴田委員 1問目の詳細設計、これからバリアフリーの観点からの当事者からの意見を聞くということで、私、ちょっと聞き漏らしてしまって、担当課とはお話するということで、当事者の方の意見を聞くという機会は実際に設けられるというふうには考えてらっしゃらないというふうに取ってもいいですか。すいません、私が聞き漏らして。

奥本委員長 一応今の関連に対して、2点目お願いします。

柴田委員 階段は座る場所じゃなくて移動の場で、別にベンチとかを設けるので、そこは別に大丈夫というお話かなと思うんですよね。私はそう理解したんですけど、子どもとかの場所もあるということで、どこも一緒なのかも分からないんですけど、雨のときの対応とか、土が入ってこないのかなとか、低い場所でのそういう利用、低いというか、おかしいけど、床、直接の利用のイメージもあるので、その辺の対応がもう考えていらっしゃるんであれば、もうちょっと詳しく聞かせていただきたいなというふうに思うんですけれども。

あと、市役所窓口が3階にあるのは、コンセプトとして1階がにぎわいであって、だんだん静かになっていくということで、コンセプトどおりの設計というふうに理解したんですけども、回遊して3階に行かれるということで、本当にコンセプトどおりなんやろなと思うんですけども、市役所に行きたいという目的がそれぞれあって、別に図書館じゃなくて、もうほんまに窓口に来たんやという人も多分いると思うんですよ。その辺りが、スペース的にも、コンセプト的にも難しいのかも分からないんですけども、それこそさっき言った総合案内ではなくて、そういう小っちゃな総合窓口みたいなものを設けていただいたら、簡単なものは、多分そこで対応できると思うんですけども、やっぱり市民の中には何で3階やねんというお声を結構聞くので、そこら辺の利便性、ちょっと考えていただく余地はあるのかなというふうにお聞きしたいです。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 1点目の障がい者団体のご意見を聞く機会を設けるのかということは、それは個々に対応はさせていただきたいと思います。なおかつ、障がいというか、うちの部署にも担当の課がありますので、そちらでも意見を交換したいと考えております。

それと、3点目の総合窓口の件なんですが、この変更前の1階の部分にマルチコピー機という表示をさせていただいていたんですが、今回、変更後にマルチコピー機という表示がちょっと消えています。申し訳ありません。マルチコピー機といいますのは、今、マイナンバーカードの普及率が葛城市内でも8割を超えているということで、マイナンバーカードを使った、今のコンビニエンスストアで諸証明が取れる。現在、葛城市のほうは住民票と印鑑証明が取れる。これが今後、戸籍であったり税証明であったりとかいう証明も取れるようになるかと思うんですが、そういう訳で、そういった諸証明を1階の総合案内で手助けしながら取得する。簡易な証明は1階で取っていただくということを検討しています。

奥本委員長 あれは。雨の対応、土ぼこりの対応について。答弁お願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 庁舎機能再編推進室の木下です。よろしくお願いします。

今の階段の部分のベンチですね。これも階段という表現が今いいのかどうか分からなくなっていますが、計上したフロアの部分にベンチの家具を造り付けいたします。ですので、通路として通れる部分と、家具として使える部分というのは、エリア分けをして使っていただくことになりますので、通常歩く部分が汚れていても、家具の部分は汚れずに使っていただけるのかなと思っております。

補足になりますが、3つ目の庁舎の部分につきましても、全体の経緯というものは、今、説明申し上げたとおりなんですが、補足としまして、利用していただいている人数の割合も一応調査をさせていただいております。今現状の総合窓口にいらしていただいている市民の方が1万2,000人ぐらい、今いらしていただいている。そのうち、およそ3分の1ぐらいの方が諸証明の発行で来られているという方です。文化会館であるとか、図書館でいらしていただいている方、これも貸館で部屋を借りていただいている人数であるとか、図書を貸し出した人数でしか判断ができないんですが、これがおよそ2万人ずついらっしゃいます。年齢層を想像していただくと、文化会館はどうしても年齢層が高めになると。図書館の方は、子どもの年代と、それからお年寄りの年代がピークになっております。2つ山があるというような感じですね。庁舎のほうを調べますと、庁舎のほうは割と満遍なくといいますか、およそ15%から20%の間で、満遍なく年齢層分かれて来ていただいているという傾向がございます。そういうことからも、恐らく1階で、2階で、そういうお年寄りの方が使っていただく人数が多くなるだろうということも、併せて推測しております。

奥本委員長 木下補佐、もう一度確認だけしますけど、総合窓口というか庁舎機能のところの利用者のところで1万2,000人、3分の1が証明書発行ということは4,000人ですね、各種証明書でマイナンバーで取られる方。残り8,000人というのは、要するにプライバシーを保護する必要のある方という認識でいいんですか。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 そうです。相談業務として。

奥本委員長 相談業務が必要で、窓口対応が必要なところというね。4,000人と8,000人という内訳ということね。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 申請ないしは相談で来られるお客様ということです。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。

1点目の、これから意見を聞く機会はあるのかということで、取りあえず個々に対応していただくとか、担当課を通してのいろんな意見を聞きますよということで、理解しました。私たちが分からぬ視点で、何かいろいろやっぱり意見もあると思いますので、ぜひ細かく聞いていっていただきたいというふうに思います。

階段のほうは、座るところじゃないけどということで、分かれているということで、素材にもよると思うんですよ。多分何か目立つ、カーペットやったら逆にすごく吸っちゃうから、あまり汚れが目立たないけど、やっぱり木だと、フローリングとかだと、逆に結構土ぼこりとか雨とかで滑ったりとかすることもあると思うので、その辺の対応をまた考えていただきたいと思います。

市役所窓口の件なんですけど、1階にコンビニと同じような諸証明が取れるような機能を設置される予定であるというふうに理解しておりますので、子どもを遊ばせながら、証明が取れるというのはすごい便利かなというふうにも思いますので、その辺りはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

奥本委員長 ほかに。ちょっと一旦関連置きましょう。

先、谷原委員。

谷原委員 柴田委員と重なるところもありますけども、よろしくお願ひします。

1つはバリアフリーということで、先ほど来から意見が出ております。これは基本設計の案が出たときに、そのときにも議論になりました。階段が大変多いということで、市民の皆さんからも、いろいろなご意見を私どももいただいて、バリアフリーという観点からどうなのかということがありました。お聞きしたいのは、葛城市は、バリアフリー基本構想というのを平成22年3月に立派な冊子を作っております。その中に、重点整備地域として、この當麻庁舎周辺エリアが入っているんです。入った上で、この基本構想の推進体制として、葛城市バリアフリー基本構想推進協議会というものを基本的に継承して、進行管理をやっていく、新しい課題が見つかったら、またその構想の中に入れて、これを更に進めていくという体制までしっかり打ち出しておられるんですが、今回、これはどういう関係になっているのかと。そもそもバリアフリー基本構想推進協議会というのが継続しているのかどうか、継承して、もしそうであれば、今回についても、ご意見をそういう方々からしっかり伺うことができたのかなと思うんですが、個別にお伺いするというふうにおっしゃっていたので、現状、葛城市バリアフリー基本構想というもの、あるいはそれを推進する協議会というものが一体どうなっているのかということをお聞きいたします。これ1点目です。

もう1点目は、3つの施設を1つに複合化するということで、やはり床面積が足らないのではないかと。規模ですね。それを基本計画でしっかりと本当に細かく計算していただいておりまして、それで、足らないようにするために増築もやるということも書いておられるんです。手元にお持ちでないかも分からんですが、この基本計画の36ページのところに、改修後の諸室の規模を大体書いてあるんです。例えば多目的スタジオ、ホールは250平方メートル、それから共用活動スペース、1、2、3はどれぐらいする。それから図書、一般図書エリア、どれぐらいする、児童図書エリアどれぐらいするというふうに書いているものがありまして、全体の平方メートル数、床面積をちゃんと割り出しております。それで、この3つある施設を1つにするに当たって、活動に支障を来さないようにということで書いてあるんですが、私、この中で、一見気になるのは、基本設計図の中の規模と比べてやっぱり小さくなっているということなんですよ。多目的スタジオも当初250平方メートルでしたけれども、ここにあるのは200平方メートルということで、これについては、多目的スタジオについては市民の方々から200人の定員がどうかということで、できるだけもうちょっと欲しいというような声もある中で、またちょっと小っちゃくなっちゃったなということがありまして、ここら辺がどういうことなのかということをお聞きしたいんです。特に図書スペースで図書館のところに、閑架図書のほうですけれども、集密と一般ということで、それぞれ70

平方メートルと150平方メートルの確保ということを基本計画の中でうたっているんですけども、冊数も4万冊と3万冊というふうになっているんですが、こちらのほうの閉架スペースを見ると、やっぱりこれも、特に閉架書庫の一般のほうが当初150平方メートルだったものが、これが非常に150平方メートルも確保できていないと。3万冊の本とかどうなるんだろうというふうに思ってしまうので、具体的に、基本計画で示された確保するというスペース、これが設計段階ではいろんなことがありますから、変更はあろうかと思うんですけども、ここら辺大きく減少し、特に図書なんかは、図書の納める冊数もあると思いますので、ここら辺が今どうなっているのかということで、お聞きしたいんです。

以上、取りあえず2点ということで、具体的に、あと、これはこうしてほしいというふうのもあるんですけど、それは後にいたしますて、取りあえず2点ほど質問させていただきます。

奥本委員長 まず、再度確認しておきますけど、令和5年6月、ちょうど1年前に出された葛城市當麻複合施設整備基本計画の今35ページ、36ページ、これについては注釈として、今後も設計段階での提案を柔軟に反映して、よりよい計画を目指しますということを書いてあるので、これは決定じゃないという計画なので、それを前提に答弁お願ひします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの1点目のバリアフリー基本構想についてなんですけれども、こちらが策定されたのが平成18年ということで、この際には策定委員が約40名ほどおられたかと思うんですが、構想をつくる際に、委員たちを集められて構想をつくられたと。その後、日はたっていますけれども、所管課が違いますので、実際に継続して活動されて、進捗状況を確認されているかどうかは分かりかねる部分があります。重点整備地区ということで、庁舎のほうが含まれているということは確認をしておりますし、その基本構想の中でも、當麻庁舎、実際にはもう解体しましたけれども、エレベーターがないというような項目で載っているのも確認はしております。

すいません、基本構想、平成22年の3月に策定されています。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 2つ目のご質問についてお答えさせていただきます。

部屋の大きさについてのご質問ですが、基本計画でお示ししておりますホールの大きさ、面積にしますと250平方メートルとなります、想定しておった人数は200人の座席を想定しております。今回設計に反映させていただいた分につきましても、200名確保しております、舞台も大きく、バックヤードも確保できておりますので、面積は十分計画を満たしているのかなと思っております。その他諸室についてですが、これなかなか部屋の大きさというよりは、形によっても使える人数が変わってきたりですとか、使い勝手が変わってきたりですとか、バランスの難しいところがあるんですが、多少大きくなったり、小さくなったりということは計画から発生しております。再度、使用人数を想定して、利用率、想定の稼働率というのを計算し直しておりますが、基本的には収まっているという考え方でございます。

それから、図書館の閉架の冊数です。図面上、面積は小さくは見えてしまうんですが、こ

れ集密の可動式の書架とか、本をたくさん入れられる書架があるんですが、そういう可動式の集密書架というものを導入しまして、面積は押さえておりますが、冊数自体はその計画にお示ししておる冊数を確保してございます。

以上です。

奥本委員長 バリアフリーの基本構想について、今、担当課じゃないから分からんということですけども、これ、都市整備部が当時やっているんですよね。要するに、住環境のエリアのところを主にこれ確定、策定されているわけなんんですけども、この辺りの詳しいところの説明、副市長はいかがですか、説明できませんか。すぐ調べて、すぐ回答いただけますか。今どんな感じですか。それがないと、今の質問に対する回答とは言えないので。一旦休憩入れていいですか。

一旦暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時05分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今の確認事項、並行してやっていただくということで、会議を進めます。

谷原委員。

谷原委員 葛城市バリアフリー基本構想については、確かめていただくということで、よろしくお願いします。それに関連してなんですか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法というものが定められておりまして、新バリアフリー法ということで、令和2年度改定されております。その中に、建物については、2つほど区分をつくっておりまして、1つは特定建築物、もう一つは特別特定建築物、とりわけ特別特定建築物につきましては、いわゆる建築物移動等円滑化基準、これをしっかりと守りなさいということになっております。そこでお伺いしたいんですけども、この基本設計をこれから進めていく上に当たって、この建物は、つまり今回の複合化施設は、特別特定建築物に当たるのかどうか。もし当たれば、これは今後、詳細設計の中で、先ほどバリアフリーの問題、トイレの数の問題、それからエレベーターの広さの問題、出てくるわけです。これ非常に大事なところなので、これがどうなのか、対象になっているのかどうか、このことについて2点目お伺いいたします。

それから、2つ目の質問のあれなんですか、スペースの件につきましては、図書のほうの冊数については集密ということで、スペースが狭くなるんだけれども冊数は確保できるということは分かりました。多目的スタジオのほうも200名の定員を確保しているということでありました。ここで基本的なことをお伺いするんですが、私、この設計を初めて前回見ましたときに、非常に斬新というか、普通だったら2階フロア、3階フロアとフラットにして、その床を使っていくと。ところが今回の設計は、要は2.5階ですよね。2階部分のところが天井が抜けて2.5階ができる、そこへ上がる階段がついている。3階部分もそこは天井になって抜けているんですよ。だから、その部分が床面積が言ってみれば少なくなっていると。3つの施設を1つのところに入れて、そもそも狭くなるのに、非常にわざわざ狭く

なるような、床面積が少なくなるような設計になっている。2.5階、中2階を造ることでですね。一方で開放的な空間になっているし、それから躯体を生かした工法ということで、非常に一から建てる建て方じゃないですから限界もあるのかなと思うんですが、基本的な疑問なんです。なぜ全部フラットのフロアにしなかったのか。そしたら、もうちょっとゆったりとスペースが取れたんじゃないかと単純に思っているわけですけれども、そうすると障がいある方も、フラットなスペースやから、ずっと車椅子でも動けます。ところが、階段があつて昇り降りがあってというのがまず印象的な建物なんですね。ここ、基本的な疑問点なんですけれども、そういうスペースを犠牲にして、なぜこういうふうな建て方にしたのか、これやっぱり市民の方にも大きな疑問としていただくんですよ。これ、どういう考え方でそうされたのかということについてお伺いいたします。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず、1点目のバリアフリー法に基づく特定建築物なのか、特別特定建築物なのかということでございますが、この新しい複合施設は、要件として2,000平方メートルを超える部分につきましては特定建築物という扱いになりますので、特定建築物として。

それから、2点目の、なぜフラットな部分にしなかったのか、建て方にしなかったのかという質問でございますが、これは、當麻文化会館を最大限生かすということで、ホールの部分は3階まで吹き抜けになっています。そこにピンスポットの明かり取りがありますので、そこをいろいろと設計者も検討をしていただきました。フラットになるとき、それから今みたいに中2階と、ホールも今は1階、2階を吹き抜けにしていますけど、2階に床を敷いて、2階、3階でホールをということも検討をしていただきました。ところが3階のところに、やはりこの平面図にも表れているんですが、どうしてもホールの部分の梁といいますか、天井のところが上から出っ張る部分がございますので、そこをフラットにしたときに、3階もフラットにしたときに、3階の天井からこういう屋根のところの出っ張りが出てきますので、かなり高さが圧迫感を感じると。そうしたことでも踏まえていただいた上で、中2階という案が出てきました。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございました。後のほうから言いますと、やっぱり躯体を生かしての工法ということで、そういういろんな難しいところがあって、それを生かすということで、こういう設計のやり方になったということですね。3階の天井も低くなるということもあって。それについては、そういう考え方であるということは分かりました。

それから、これは確認なんですけど、先ほど2,000平方メートル以上の建物ですよね、これね。私はこれ国土交通省の資料を見ているんですが、2,000平方メートル以上の新築、増築、改築または用途変更についてということなんですが、その部分は、特別特定建築物にはならないですか、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物等となっているんですが、不特定多数者が利用する2,000平方メートル以上の施設だろうと私は思うんですけども、これ確認していただけます。そうであれば、やはりこれ

は法令に従って、建築物移動等円滑化基準に従ってのいろんなところの詳細設計になると思うので、これも別に今じゃなくても結構ですので、これは今後のこともあるから、ぜひそこは押さえていただけたらと思います。

以上です。

奥本委員長 今、3回目の発言だったので質問できませんけど、私のほうから確認したいと思います。

現状の特定建築物の法的要件に対して、今の設計はどうか、満たしているのかどうかについて答弁お願ひします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 そちらにつきましては、再度確認させていただきます。

奥本委員長 満たしているかどうかも分からず、現段階で。

吉田庁舎機能再編推進室長 特定建築物という認識はしているんですが、特別特定建築物というのに該当するかどうかを確認させていただきたいと思います。

奥本委員長 それは、もうやはりこの場で検討した上で出てきていると我々解釈しているので、それ後日また、いただけるんですか、調べた上で。

西川委員、発言許可しますので、お願ひします。

西川委員。

西川委員 これは特別特定建築物になってくると。ほんと建築物移動等円滑化誘導基準と、努力義務でやっていくところであるけど、これ建築物移動等円滑化誘導基準でやられていると思います、僕も見ています。そやから、それはもう一回設計者の方に確認をしてもらつたらええと思うんですけど、もちろんバリアフリー法、ハートビル法を満足するのもうなんんですけど、奈良県で条例決めてる奈良県住みよい福祉のまちづくり条例ですよね。それについてもされなければならないので、条例に関しては、必ずこれは法的に満足するもんではないと駄目やというところはありますので、それはもう大前提ということ、その辺については。そやから、これは設計者に確認してもらつてもいいと思いますけど、僕はこれは満足して、大前提としてそこは法的なところは押さえているというところは、確認は大丈夫やと思いますけど。もうそこは大前提でプラスアルファというところやと僕は思っていますのでね。

奥本委員長 公共施設なので、県の条例とか当然確認した上で設計されていると思いますけど、念のために、その辺調査の上、資料の提出をお願いいたします。

ほかに。

増田委員。

増田委員 お願ひします。

私、今日の座談会の内容を聞かせていただいて、非常に幅広いいろんな立場の方の声も聞いて、再度ご検討いただいたということで評価をさせていただきたいんですけども、この間、ワークショップも開かれました。そのときの、まず市民の方の声を聞くという機会のときに、なぜ今回、この座談会のところで出た声が当初に出なかつたんか、聞かなかつたんかということが不思議でしやない。本来、こういうことも、先ほどからあったバリアフリー基本構想、ここには、年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が安全に安心

して活動できるように、環境づくりを目指すと書いてあります。こういう基本構想を持ちながら、最初からそういうことにご配慮した設計じゃなかつたことに、改めて何で最初からこれを中に入れていただけなかつたのかな。そのところが、理由があつて聞かなかつたじゃなしに、ちゃんと反映していただいているので、最初からこういうことも含めた設計を出していただけたらよかつたのと違つかなと、改めて改正といいますか、修正していただいたので結構かと思いますけど、そこんところ、いかがなもんかということを感じました。

3階に市民窓口を設置していただいたということは、先ほどあったプライバシーの問題等々、利用者の数等があつて、なるほどなという理由、私なりに納得、理解したんですけども、大事なところは、来られた方がスムーズに総合窓口まで移動できるような配置、エレベーターの位置も含めて、入りました、ちょっと斜め右に移動します、エレベーターあります、下りてちょっと移動します、庁舎に入りました、すぐにエレベーターがあります、上りました、下りたらすぐに総合窓口がありますみたいな、よりそれに近い設計にしていただいているのかなとは思うんですけども、そういう、ここを乗ればすぐに上がつたら総合窓口ありますよという動線の案内ですね。その辺のところもしっかりとご案内いただけるよう、そういう仕組みにしていただいてありがたいなと思うんですけども。

それと3つ目は、こここの座談会のところでもいろいろなご意見を伺っている中で、後から出てきます周辺エリア市有地活用についてという、これがなかなか、市長のほうからは、市民が求めていただいているような、そういう施設を誘致するというふわっとしたお話なんんですけども、これと複合施設と、1つ、私は以前から1つなので、こういう機能はこっち、東のほうは旧の庁舎跡並びに図書館跡に造りますというその具体的なもうちょっとこういうものという紹介ができればいいのにな。こういうものがこっち側にあるけども、こういうものは旧の文化会館跡にできるんだなという。そういう全体イメージというものを、もうぼちぼち具体的なお示しをいただいたらいいなと。ただし、先ほども聞いていました、信号が近いから、身体の不自由な方が、専用駐車スペースはありますけども、玄関横づけで車を乗り降りされて、車を駐車場に移動するじゃなしに、駐車場に止めて、そっから入り口まで移動される。横づけができないんですね。となると、駐車場に止めるか、もしくは向かい側の今の駐車場のところから道路を渡って施設を利用されるということになります。ところが歩道がない、つけられない、信号が近いからということで、駐車場から施設に渡る安全対策というのは、私以前からトンネル掘ってくれよとか、橋かけろとか、無謀な案を出したんですけども、これ難しいということやと私は思う。ただ最近、ここは横断歩道か何だというふうな横断歩道的なペイントをされている道路が、最近よく見受けます。赤いラッカーしているとかね。白い線じゃなしに、赤いラインを引かれている横断歩道があるんですけど、そういう最近のそういう法律が変わつたんかどうか知りませんけども、そういったことも含めて、駐車場からこの施設に渡る安全対策、講じていただきたい、検討していただきたいということを再三お願いしているんですけども、具体的に検討している内容ございましたら、お聞かせを願いたい。

奥本委員長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの増田委員のまず1問目の質問ということで、最初のこの基本設計、今回修正させていただいたんですけども、なぜそういうバリアフリー的なものを最初から反映してなかったかというご質問だと思いますので、それについてお答えをさせていただきます。

まず、当初3月22日に当委員会において説明させていただきました最初の、いわゆるゾーニング案、基本設計の中のゾーニング案につきましては、基本的には、先ほどからもお話が出ておりますバリアフリー新法といいまして、西川委員のほうが説明していただいたバリアフリーに対しての対応はもう既にはしておりました。ただ、その後、中心としては、座談会を2回開かせていただいて、そういうたくさんの本当にいろんな意見、いただきました。それを10割、100%をもちろん反映できるものではないということはご承知のとおりでございますけれども、その中で特にやはり不安の声が大きかったバリアフリーの問題というところで、今回反映をさせていただいたということになりますので、本当にそれ以降も、職員の中からも、あとまた、いろんな団体の中からも、そういったご意見をいただいたことが今回の修正案というか、改正後というか修正後という形の案につながったということだけご理解いただけたらというふうに思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 2点目の質疑でございますけれども、動線の案内をしっかりと考へてほしいということでございますが、こちらは出入口のところに総合案内を置きまして、さらに、デジタルサイネージや、そういったピクトグラム等を使ったサイン等でしっかりと目的地に行けるように、案内をできるように検討させていただきます。

それと、3つ目の増田委員、一貫して周辺エリアの安全対策ということで、架橋というか橋を架ける、地下を掘るとかいうこともご意見を頂戴していますけれども、今回、出入口を今の當麻文化会館は、ちょうど横断歩道のないところを、駐車場から道路渡って入っていくというところを極力、国道166号線のところに横断歩道がありますので、そちらを利用して、駐車場は今の現状の図書館の南側にある図書館の駐車場に止めていただいて、国道の横断歩道を渡った先に出入口があるというように、配置を考へておりますので、そのところはしっかりと安全対策についても今後検討をさせていただきたいと考えています。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。林本部長がおっしゃっていたように、私、残念だったんは、法的にバリアフリーに関する対策は講じたということですね。ところが、具体的な利用者の声を聞くと、それは不備であったと。ワークショップ、こんなん過去の話して無駄な議論かも分かりませんけど、ワークショップの段階でいろんな方の声を聞く機会という、私は捉え方したんですけども、そのときに、なぜそういう立場の方も含めて、参加していただくような、そういうことをしなかったのかなと。それが今回、そういう具体的なところで不備が生じてきたんかな、不自由が生じてきたんかなとそういうふうに感じましたので。当初からそういう声を意識的に聞くというふうなこともしていただけたらよかったですかなというふうに思います。

それから、移動といいますか、総合窓口の利用者に対する便宜でございますけれども、先

ほどからあったように、1階にあればというふうなお声も、私、市民の方からも聞きました。わざわざ3階まで行かんでもということも聞いていましたが、今日の答弁の中で、そうよねって、やっぱりざわざわしたところでそういうプライベートなご相談等も中にはあるかと思ひますけれど、少し静かなところで人目を気にしないでご相談できるような環境となれば、3階も致し方ないなど。ところが、エレベーターで移動する、エレベーター待っても来ないとかなかなか混雑して3階まで上がりにくいとかのならないようなスムーズな、混雑していたらうまくいかないかも分かりませんけども、スムーズな乗り降りのできるような、機種の検討も含めて、スムーズな移動ができるように3階に移動できるような、そういう体制を整えていただきたい。

それから、駐車場、分かりました。なるほどなと思いました。ただ、今の駐車場の構造からいくと、北のほうからの出入りになるので、そうなると南のほう、信号に近いところに階段が必要になってくるのかなと。ちょっとたっぱあるので、2メートルほどあると思います。となると、またそこでスロープが要るとか、向かい側の駐車場の構造についても、そういう安全対策にプラスして、バリアフリー、移動できるような構造も、障がい者用の駐車場は施設の前にはありますけども、十分でない場合、それから高齢者等で足の不自由の方等も配慮したような今度、南側の出入りできる駐車場の動線も安全対策を講じていただきたいと思います。

それから、旧の庁舎跡の利用、図書館の跡地の利用については、これから後から議論していただきますので、そのときに、質問させていただきます。

質問以上です。

奥本委員長 確認1点お願いします。今回、バリアフリー対応ということでエレベーターの場所を移動されていますけど、このエレベーターをどういう形で変更したかというところの説明が今までなかったので、ここをこういうふうに変えましたというところの回答をお願いいたします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの委員長の追加での質問でございますけれども、エレベーターについてなんですが、当初は、エレベーターは1階、2階、3階と、屋上は止まらず、中2階も止まらないという案でございました。ただし中2階については、スロープをつけておりましたので、それで対応、考えておりましたけれども、今回変更になりましたのは、エレベーターの少し場所も変えまして、エレベーターが中2階も止まるということで、エレベーターは1階、2階、中2階、3階と止まることになります。それから、少しエレベーターの大きさも大きめのエレベーターを設置する方向で検討をしております。

以上でございます。

奥本委員長 これ、図面で見たら、前後の出入口も変えているんですね。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 中2階は、下りるときは1階からエレベーターが入りまして、中2階は、二方向に開くエレベーターになっていまして、中2階は入っていただいたらそのまま直進し

て突き抜けてもらうような形で中2階に下りていただくと。中2階だけは両面のエレベーターになります。

奥本委員長 車椅子で前進してそのまま出でていける設計に変更したということですね。

ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 今し方、委員長からも質問ありましたけど、まずエレベーターの件なんですが、一方向、二方向、貫通型のエレベーターに変えられているということなんですねけれども、フロアによっては回転しなきやいけないということで、大きめという今、言及あったんですが、今検討されている具体的な定員と、それから例えばこの定員であれば、例えば車椅子であれば介助者と一緒に回転できるとか、どういうふうなところが想定されているのかについて、1つお伺いできたらと思います。これが1つ目です。

それから2つ目が、先ほど柴田委員も聞かれていました、私もちょっと勘違いしておったんですが、総合窓口についてなんですが、それが3階のほうにあるということで、資料2の3階のほうの6ページですかね、こここのところを見ておりますと、右下にこども未来創造部の事務室があって、総合窓口があるというふうに、この図を見る限りはなっているんですけど、具体的な今のところ想定できる運用としては、現在、総合窓口については総合窓口課が対応されていると思うんですが、また、この総合窓口について、こども未来創造部の職員が対応されるのは考えづらいかなと思うんですが、このことについて、今どのように想定されているのかということについてお伺いできたらと思います。これは確認です。

それからもう一つが、市民の声から、カフェとか飲食スペース、やってほしいというふうなことの声があったかと思うんですが、最終的に今1階の図を見ている限り、それが、いろいろなことで断念されたのかなというふうに思ったりするんですが、その経緯と、それについてどのように対応されたのか、また、対応できなかつたとすれば、その理由についてお伺いできたらと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下 木下 市政機能再編推進室長補佐 まず、1点目のエレベーターの件について回答させていただきます。

今、エレベーターの大きさ自体は、想定を13名乗りとさせていただいております。形状はこの図面上はちょっと細長い形になりますので、この形で採用させていただいた場合には、その中で回転するのが少し難しいということになります。ただ、四角形の形で、同じ13名乗りというのも採用はできるんですが、その四角形の形のエレベーターであれば、中で回転ができる。ただし、中で回転ができるけれども、今度はストレッチャーが入らないというような一長一短のところがございまして、大きさであったり、形状であったりというものを今、検討中のところでございます。両方兼ね備えたエレベーターがつけられないのかという検討も、もちろん並行して進めておるんですが、なかなかこの次のサイズとなると、いきなり寝台用と大きくなってしまいますので、そうなると梁に当たったりとか、いろいろ干渉物が出てきて、つかないということを確認しております。間が取れるような方法を今模索中というところでございます。暫定でこの形に入れさせていただいております。

2つ目の窓口……。一旦答えさせていただく前に、先ほどの少し訂正をさせていただきたいんですが、申し訳なく思います。先ほど、窓口に来庁される方の数が1万2,000人、1万2,000件程度というふうに申し上げたところですが、令和5年度の利用者件数、窓口件数は1万7,000件程度、1万6,800件ございます。これ私、すいません、頭の中で3分の1勝手に削ってしまっていまして、1万2,000件と申し上げてしまいました。全体でいうと、証明書発行件数も入れると1万6,800件、1万7,000件程度いらっしゃるということです。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 それでは、2点目の総合窓口の想定できる運用ということで、6ページの3階のところになりますけれども、まず、エレベーターで来られる方はエレベーターを降りますと、すぐのところに総合窓口課がありますので、そちらのほうで手続をしていただけます。また、大階段を使いまして、中2階から3階と来られる方は、階段を上がつていただいて、総合窓口の受付をさせていただくと。机と椅子の配置で斜めに入っているところが総合窓口課が入る予定をしている部分になります。表示しているこども未来創造部というのは、ユニバーサルデザインの机のような形のところで配置を考えておりまして、そこの受付のところにはブースを2つ設けております。こちらは、仕事の内容上、センシティブな相談事もありますので、こうしたプライバシーに配慮したブースを設けております。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 3点目、カフェの運用についてお答えをさせていただきます。

市民意見のほうでも議員のほうからも、カフェの運営についてご要望の声が多数あったということは認識しております。今、改善の方針の2ページ、資料2の2ページのほうに、左のほうにキッチンスペースを設けてございます。これは今の調理室の代わりになるキッチンスペースを、まず一旦想定させて入れておるんですが、その左側に青く点線で囲ったスペースを設けてございます。この場所について運営に関しては、前回の委員会の結果、指定管理者の運営によるということを方針として決めさせていただいておりますので、今後、この施設が運用開始になれば、指定管理者のほうにその運用をお任せする形になろうかと思います。ですので、勝手にという表現が悪いかもしれません、カフェの場所を勝手につくり上げてしまって、その運営をやってくださいと投げてしまうのは、ちょっと違うのかなというイメージを持っていまして、このスペースの中に、指定管理者の裁量の中で、そういった運営者を連れてきていただいたりですとか、自ら運営していただいたりですとか、選択肢は幾つかあるとは思うんですが、指定管理者の裁量の中でカフェ運用をしていただけるようならえとしておきたいと思っております。最低限の給排水ですとか、許可ができるようならえを用意した上で、指定管理者のほうに裁量でお任せをすると。結果的に事業者が見つからないといった想定もあろうかと思いますが、その場合は、当初想定をしておりましたセルフマシンで最低限運営してくださいよ。その場合は、我々直営でやっても結果は同じことかと思いますので、それを最低条件によりよい運営をしてくださいという形で、公募していくかなという想定をしております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。

まず、総合窓口については理解しました。最初、私、1階のほうに総合窓口があつたりとかすると、指定管理者が対応するのかどうかという疑問もあったんですけども、それにつきましては、総合窓口課が3階のほうで対応されるということで、総合窓口課のカウンターと、それからこども未来創造部のカウンターは別にして、それぞれ、執務スペースも別だし、それから、それぞれに応じた対応をするという、そういったカウンター等の什器を入れられるということで理解いたしました。直接、職員が対応してくださるということは、これはいいことかなと思います。

それから、エレベーターにつきましては、1階から乗って中2階といいますか、書架のところに行くときは、乗って真っすぐ、私がいただいた図面を見ている限りそうなんですが、1階から3階に行くときは回転しなきゃいけないように見えましたので、その辺りが心配だったんですが、どのフロアからどのフロアに行くのにも、必ず、特に車椅子、身障者の利用者と介助者の方がストレスがないように、最大限、考えていただけたらと思います。

それから、カフェ、飲食スペースについても承知しました。指定管理業者がそういったスペースをもしそういうことができるとなれば、そういうスペースも確保されているということで理解をいたしました。それから、あと市民の方から、いろいろ聞いている中で、今、當麻文化会館の公民館を利用されていて、特に大きな音で歌を歌ったりとか、そういう方々から、多目的スタジオの、いわゆる、防音といいますか、そこら辺について、どうなっているのかというふうな声をたくさんいただいております。

まず1つは、今日、言及、多分なかったと思うんですけど、私が聞き逃してなければ。多目的スタジオが1階にある理由というのが、まず、避難所としての使用も想定しているということ。

(発言する者あり)

吉村委員 勘違いしました、すいません。それは今のは訂正させてもらいます。それからあと多目的スタジオについて、防音について声があったと思うんですが、これについて対応はされているかと思うんですが、それについて対応したとすれば、どのように具体的な対応を現在検討されているのかということについてお伺いいたします。

奥本委員長 吉村委員、質問はもう今これ4つ目になりますけど、まだありますか、関連で聞けますか。

吉村委員 分かりました。それからあとは要望だけなんですが、あと、階段のことについては、視覚障がい者、あるいは高齢者の方々が、より危険だとかそういうことを感じないように、しっかりと今後もきめ細かく対応していただけたらと思います。これについては、要望のみということで。

以上です。

奥本委員長 防音について、先ほど説明もありましたけども、再度詳しくということですか。それだけ回答お願いします。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまのご意見なんですけれども、説明の冒頭で、多目的スタジオは、周囲の壁や間仕切りの防音性能を高めまして、共同利用しやすくするといったことや、それから、ピアノや舞台を使って活動が行いやすいように、間仕切りをT字に変更しまして、間仕切りでも分割した中でも舞台と一体利用ができる形にしております。だから、当初は4分割というか4区切りだったんですが、今回舞台を有効利用していただくために、T字で舞台を、1つの部屋は舞台を使ってピアノを使った活動、あとはT字で分かれた2つの部屋を防音の間仕切りを設置することで防音対策もしております。

奥本委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの吉村委員のご意見というか、ご質問の中で、避難所という言葉が出て、受援施設というふうに少し言い変えたんですけども、一応この當麻複合施設の1階の多目的スタジオの部分になるんですけども、そちらは災害が起こったときに、様々な支援物資が届いたり、また支援のいわゆる人的な支援という形で、その受援基地という形の想定をしておりますので、それだけ付け加えさせていただきます。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。受援施設についても理解しました。失礼しました。

奥本委員長 ちょっと時間も迫っているので、最後、そしたら谷原委員、これ一応確認、質問の最後にします。

谷原委員。

谷原委員 最後になります。ご要望を申し上げたいこと3点ほどあります、それについて改善点をどうかということで、ご確認をいただきたいと。それはまた最後ですね。

奥本委員長 取りあえず聞きます。

谷原委員 1つは総合窓口の件なんです。私は最初から複合化に反対していましたから、今の状態、総合窓口課が単独であって、1階から今非常に皆さんに好評いただいております。図書館もあって、文化会館、それぞれの機能にふさわしい施設がそれぞれあって、充実させていくほうが多いというふうに私は個人的には思っているわけですが、今回、いろんな、特にランニングコスト等、今後の維持更新等、莫大な費用がかかるということから、議会としても複合化ということで、ここまでやって来ました。皆さんの意見も聞きながら、いいものをつくろうということでやってきてということなので、これはもう私も最後になると思うんですが、非常に懸念していますのは、先ほど利用者人数のことをおっしゃいました。図書館で2万人、文化会館で2万人、総合窓口で1万6,800人、これ、これまで3つの施設にそれぞれそういう方たちが行っていたのが、今度はこの1つの施設に来られるということになります。だから、基本的に私は混雑するなというふうに思うんですね。その際に総合窓口は、娯楽で来はるわけじゃないんですね、楽しみで。文化会館とか、図書館とか、自分の楽しみで来るんではなくて、いろんな相談事とか、証明書を取りに来るとか、いろんな手続で来られると。こういう方たちの窓口が3階にあるということについて、先ほど委員からたくさん意見が出ました。基本私は1階だと思います。どの市役所でも市民の窓口は1階だと思うんですが、今回3階に上げるということで、市民の皆さんからもご意見をいただいていると。私はエレベ

ーターをもう1基つけるべきだと、入り口に。入り口に入ってすぐ、3階にすぐ上がる。そこへ職員も働いているわけです。大体30人ぐらいの職員も常時働いて、本庁との連絡も行かなあかん。上に先ほどあった、これで見ると大体1万2,000人ぐらいが総合窓口に行かれるようですから、それ以外にも図書館、文化会館にそれぞれ2万人ずつということになるので、1基のエレベーターで私は足らないんじゃないかと思いますので、これについてご見解をお願いしたいんです。これまで3つの施設で収容していた人たちが、1つに重なることで利用する、先ほどありました、総合窓口に行くのになかなかエレベーターが来ないとかということもあり得ると思いますし、私は切り分けたほうがいいと。来館される方の動線も切り分けたほうがいいと思うので、このお考え方を聞きたい。

それから2つ目は、階段が非常に多いと、今回ね。手すりはいろんなところつけていただけるのかどうかということと、それから、この資料の図をつけていただいている、今日いただいた（仮称）當麻複合施設基本設計座談会かわら版の資料ですけれど、その10ページ、イメージですけれども、これの左下の図ですけれど、受付カウンター、下から階段がのぞけるような状態なんですよ。下から階段がのぞける。多分真ん中はベンチとかということでしたから、端を皆さん歩くとなると、手すりはもちろんなんですが、下から見えるということを考えられます。そういう階段がたくさんあるんですよ。これは利用者の方にとって、特に女性などは非常に気にされると思うので、ここら辺の丁寧な配慮をぜひお願いしたいと。これ2つ目です。

これ3番目ですけども、先ほどと関係ありますけれども、要はバリアフリーに関連して、バリアフリー法の中では、当事者による評価ということで、移動等円滑化評価会議を持ちましょうと、高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に移動等円滑化の進展の状況把握、評価ということで、今、バリアフリーの問題については、非常によく聞き取っていただいていると思うんですが、これで終わりということになると僕はあかんと思うんですよ。葛城市バリアフリー基本構想と同じように、推進会議は持っていたけど、計画つくったけど、それからどうなっちゃったのでは駄目だと思うので、ぜひ、この複合化施設を造られた後も、いろんな改善点あろうと思いますので、ぜひこのバリアフリーについては、引き続きこういう評価会議など、それは先ほどの葛城市の基本構想推進協議会みたいなんでもいいんですけども、ぜひそれをやっていただけないかなと思うんですけども、ここら辺のご意見をお伺いしたいと思います。

奥本委員長 谷原委員、これまで、話の内容あったのと重複する内容もありますので、そこはもう簡潔に答弁してもらいます。それから運用については、今後のまた検討課題になりますので、バリアフリー法に対して再度見直していくというのは、これはまた運用の別の後日の話になりますので、今日はもうさっと簡単で説明お願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 それでは、1つ目のエレベーターの件につきましては、台数ですか、設置の人数、その利用人数に照らし合わせまして、設計者の方で検討していただいて

おります。2つの場所に分けるとなると、待つ方が2つに分かれてしまうので、非効率ということもありますて、なかなかひっつけて設置するのが、物理的に難しいというところも背景にはございます。

それから、手すりの件につきましては、現状ですが、ガラスの手すりをつけまして、半分ぐらいグラデーションをかけるような想定をしておるんですが、場合によっては、その他の方法で対策を考えておるところでございます。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。それでは、谷原委員、おっしゃっていただきましたバリアフリー基本構想推進協議会等の、この件について私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどお述べのとおり、平成22年の3月、今から14年前に策定をされております。その中におきまして、今ご協議いただいている複合化の施設も重点整備地区ということで、ご指定をしております。この協議会がつくられましたこの策定基本構想、これに基づきまして、バリアフリー化を推進していきなさいということで立てられた計画でございます。誰もが快適に安全に安心して移動・活動できることを基本理念に立てられた計画でございまして、道路でありますとか、公共施設、道路であったら段差の解消、また公共交通、これは尺土駅をいうならばエレベーターの設置をすると、また、公園にあつたら暗い公園をちょっと明るくしなさい、照明をつけるとか、こういった構想を立てられたわけでございまして、建築物につきましても、今、複合化の建築をするところでございますけれども、視覚障がい者の誘導用のブロックの設置であるとか、また、今、スロープの話出ましたが、スロープへの手すりへの設置、そしてまた、障がいを持つ人への配慮の充実ということで立てられた計画でございます。これらを基に、私ども複合施設も、それに見合った、構想に見合った施設を建てようということで、この構想に基づいて現在進めておるというご理解をしていただければ幸いかと思います。

以上でございます。

奥本委員長 さっきの検討委員が現在機能しているかどうかについては、まだ回答はできないですか。
東副市長。

東 副市長 すいません。答弁漏れでございますけれども、平成22年に立てられたその計画は30名ほどの委員で立てられておるんですけども、それはその計画を立てる委員でございまして、それが今機能しているというのは、今のところといいますか、また別なんですね。構想を立てる委員で立てられた委員というご理解をしていただけたら有り難い、諮問できるとかそんなんじゃないというご理解をしていただければいいかなと思います。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 どうもありがとうございました。階段についても、細かいところまで配慮をこれからしていただけるということで、すりガラスにもするということですし、ありがとうございます。
エレベーターについても、なかなか躯体を生かしてということで、構造上困難なこともありますけれども、先ほど言いましたように、それだけの人数が1か所に固まる

いうことになりますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後のバリアフリーについての今後、私たちも反省材料として、今回の件でいろいろ障がい者団体の方からもご意見をいただきました。弱かったなど率直に自分でも思っております。議論の中でもこの間そうなかったということもあります。ただ、この基本構想を見ますと、計画をつくるための協議会になってしまったのは残念だと思うんですが、立派な推進体制ということで書いておられるわけですね。推進体制でそういう関係者、当事者の方を入れてしっかりと推進していきましょうという計画を立派に立てておられますので、バリアフリー法のこともありますし、ぜひ今後とも、やはり障がいをお持ちの方も様々な方がいらっしゃいます、視覚障がい者、聴覚障がい者、身体障がい者も精神障がい者も内部障がい者もおられますので、やっぱりそれぞれの方でないと分からぬ、いろんな思いがありますので、ぜひ今後とも、建てて終わりではなくて、ぜひ、評価をしていただくような会議を持っていただくようにお願い申し上げます。

以上です。

奥本委員長 最後に、議長のほうから発言を許します。

川村議長 委員の皆様、本当に様々なご意見をいただきまして、理事者のほうにぶつけていただいたと思っております。また、理事者の皆様にとりましても、今回、ワークショップから始まつたんですけども、非常に、思っていた以上に多くの視点があるということを感じ取っていただいたかと思っております。特にこの障害者差別解消法ができまして、また、今回もバリアフリー基本構想の議論もありましたように、市民の誰一人取り残さないという体制を構築する、これが義務づけられていくという、こういったことを第一の視点としてやっていかなければならなかつたのかなと、少し反省もしていかなければならぬと私も議会もどうぞ思っておりますところでございますが、私、今、それぞれのご意見の中で、障がい者の皆様からのご意見をいただいて、個々議員も個々にいろんなお声を聞かせていただきました。本当にいろんな声を読ませていただきまして、私たちも配慮が足りなかつたなというふうに反省をしているところなんですけれども、間接的に、障がいを持たれる方に影響がないのかなと、ちょっと1つ踏み込んだ形で私も考えておりますに、トイレの数が少ないと思いませんか。というのは、ここは先ほどから、マックスどれぐらいの人数がここで活動をされたり、特に多目的スタジオでいろんな会があるときに、1階もトイレの数が、女性のトイレも4つ、そこに障がい者の人たちの今トイレを設置しました、みんなのトイレを造りましたという中で、もしそんなときに、その方たちのトイレまで使われるようなことになつたら、間接的な弊害というものが起こるわけです。そうなつてきますと、何をしているのかなというところになりますよね。当然職員が張りついて、ここは障がい者優先ですということの配慮もありますが、この多目的スタジオ、200人マックスで、例えばコンサートなんかをされたときに、休憩時間に一気にトイレに行かれるわけですよ。そしたら、一気に行かれて、この数で足るかどうかって。文化会館もいろんなイベントがあつたときに、非常にトイレの問題については、私たちも議員活動の中で聞かされていました。多くの意見がございました。もうやっぱり一気にマックスの人数を考えて設置しとかないと、最小の人数で設置するのはおか

しいのではないかと。やはり多くの人がどれだけか使うかという、この間も芝桜まつりで、駐車場がもう確実に足らなかつたと。それは、多くの人が来たときに用意ができない。それは限界があると思いますけれども、これまでの文化会館の1階のトイレの数から見たら、この数でいけるのかなと。このデータは、実際にそういった基準の中でつくられた個数なのか。様々な利用目的があつて、いろんなところで多くの機能を備えて、それが利活用していけるだろうという想定なんですが、肝腎な一番大事なところのトイレが非常に少ない状態で、私ちょっと心配しているんですけどね。ここについても、今回、皆さんからの議論は出ませんでしたので、あえて付け加えて、ここについて、この基準でいいということであれば、答弁いただきたいんですが。

それと、全体に、今までの文化会館機能だけでなく、庁舎機能、先ほど言われたように、市役所機能も持ち合わせ、3つの複合化、これによって、明らかに人がたくさん来るだろうという想定の中に今回、複合施設、ここがにぎわいをつくると、多くの市民がここで交流していただくということで、やはり多くの人数が見込まれるだろうという視点から、いろんなサービスに支障が出ないかということをもう一回振り返って考えていただきたいと思います。ここは、ここに原点に立ち返っていただいて、もう一度、おしゃれにできているなというふうに私は思いますが、それによって、市民はここへ何しに来てくださるのかという根本的な市民のニーズが、非常に成立しないような形になっては何もならないので、申し訳ないんですが、もう一回、今回の皆さん、いろんな意見をいただいた中で、再度、検討していただくという方向で、よろしくお願ひしたいと思います。

奥本委員長 トイレについて、1階の部分ですよね。大人数が利用するホールがある1階のトイレについて回答をお願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまのトイレの数につきまして、回答させていただきます。

1階、2階、3階ともになんですが、私も個人的にこれ見たら、足りんのかなって、正直本音ベースで思うんですが、これTOTOのほうにも照会させていただきまして、そういうプロ目線で利用人数の想定をしていただきまして、数を検証していただいております。当然その200人のホールだけでなく、ほかの図書館でありますとか、ほかの分散利用もございます。公演の演目によっては、女性が多かったりですとか、男性が多かったりということも想定した上で数を検証すると、こうなると。しかも厳しめの基準でこうなるということですので、恐らく足りるのかなっていうのが、その結果を受けた私の感想ではあるんですが。

以上でございます。

奥本委員長 川村議長。

川村議長 これで足りるというプロのそういったデータによるものであるということですから、多くしておいたほうがいいんじゃないというふうに私は思うんです。特にここで、集まりの年齢層がどんな年齢層かにもよりますけれども、當麻文化会館も和式だったので、大変な状況やったということはよく聞いておりますので、もう少し検討の余地がないか、もう一つ、二つでも増やしていくような、それでみんなのトイレを誰かが厚かましく使っちゃうみたいなこ

とになったら何もならないじゃないですか。多くの人がにぎわって、ここに入ってきたくれることを想定して、もう少し検討の余地がないかどうか、そのスペースがないかどうか、ちょっと探ってみていただきたいと思います。それも、今回もいろんなご意見をいただいた中にも入っておりますので、ぜひとも検討いただきたいと再度お願ひしたいと思います。

奥本委員長 それでは、ちょっと時間も押しておりますので、以上についてはここまでといたします。

続きまして、(仮称) 當麻複合施設周辺エリアにおける市有地活用についてに移ります。

これについて理事者の説明を求めます。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 前回の委員会におきまして、この跡地利用につきましての案件が未報告でしたので、今回報告させていただきます。資料3をご覧ください。

令和5年12月14日から令和5年12月15日にかけまして、サウンディング型市場調査による民間活力の意向調査を実施いたしましたので、その結果について報告いたします。詳細な内容につきましては、令和6年の2月1日より葛城市的ホームページにて公表しておりますので、説明を省略させていただきますが、参加者数としては、4者の参加がございました。資料の1ページ下段のサウンディングを行った項目などについて、ヒアリングを行った結果、いただいたご意見を2ページの中段以降のサウンディングで得た意見の概要として取りまとめをしております。概要については、参加者の業態や事業者の特定ができないよう、事業者ごとの取りまとめは行わず、事業者の権利に関わる表現を避けた内容となりますことをご了承ください。

また、3ページの得られた意見の分析といたしまして、この調査によりまして、當麻複合施設周辺エリアが民間事業者の参入意向及び可能性のあるエリアであることが分かりました。ただし、無条件に参入者が殺到するエリアでないことや、2階建て以上の建物など、大規模な投資の対象としては、慎重な意見が多いエリアであるということも分かりました。活用事業者の募集に向けて、具体的な公募条件などを盛り込んだ仕様書作成を行うため、サウンディング参加業者に対しまして、随時、追加のヒアリングを行う予定としております。今後の予定につきましては、この調査によりまして、事業者が想定している施設規模が大まかに判明しましたので、敷地内の配置等について、モデルプラン及び土地利用計画の概要を作成し、事業者募集条件の与条件について整理を行っているところです。また、今後の事業が円滑に進むよう、作成したモデルプランを基に、関係機関及び関係者である奈良県の農村振興課、それから奈良県の建築安全推進課、それから、大字長尾、それと長尾水利組合、地権者等と事前相談、条件などの協議を行っております。令和5年度の業務委託にて実施いたしました當麻複合施設周辺エリアの境界確定が完了し、公募や協議に必要となる正式な敷地面積が確定しました。ただし、エリア内には論地池を含む一部に未登記地があることから、令和5年度に引き続き、未登記地の解消、整理手続を行っております。

なお、未登記地の解消については、法務局と協議中でございますが、相続関係者が多く、難航しております。今後はこの進捗を鑑みまして、また、この公募時期に関するサウンディング結果を踏まえまして、来年度、令和7年度を目途に、適正な公募時期を定める予定とし

ております。論地池につきましては、サウンディングにより活用を希望する声が多く得られたことから、事前に池の地盤等について調査を行う予定としております。

なお、地元水利組合の所管する土地も含まれているため、調査に当たりましては、水利組合より負担金を徴収することも検討をしております。

以上で報告を終わらせていただきます。つきましては、報告いたしました事案につきまして、ご意見賜りますようよろしくお願ひいたします。

奥本委員長 ただいまご説明いただきました件につきまして、確認事項、質問等はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私の今持っている基本計画、令和5年6月に出された、そこの43ページのところに旧當麻庁舎跡地ということで、敷地の一部に民間施設を導入する場合の例というふうにあって、要は民間活用スペースで、ここで3,500平方メートルとかいうふうに書いてあって、北のところは駐車場1、2、論地池もあるわけですけども、いわゆる公共的な施設の、グラウンドも含めてですが、駐車場との取り合いがちょっと気になっているんです。この、私も聞いていたらよかったですけど、43ページにある民間活用スペースというのは、南側の今の駐車場のところですよね。図書館の南の駐車場の辺りと、それから図書館の辺りになると思うんですが、そこは、民間の方の駐車場も含んでの広さになるんでしょうか。つまり、北の部分は単純にもう公共施設の駐車場として使えると。だけど、意見を見たら、両方使えるようにしてほしいというふうな声があるので、そこだけ確認したいのが1点と、それから、論地池のことが私よく分からなかつたんですが、論地池の活用というのは、そこを駐車場のようなスペースとして活用するということなんでしょうか。全く埋めて、貸土地みたいにするのか、ちょっとよく分からなかつたので、論地池の活用というのはどういうことか教えてください。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 まず、1点目の民間活用スペース3,500平方メートルについてですけれども、こちらは駐車場も含めての面積になります。現在、市としての駐車場のところは必ず確保したいと考えておりますので、そこも検討しております。

それから、論地池の活用としましては、サウンディングをした結果、民間事業者から論地池も含めたエリアということも検討される方向ということもありますので、論地池は埋立ても検討を考えております。

奥本委員長 谷原委員、いいですか。ほかないですか。

吉村委員。

吉村委員 駐車スペースもそうですけど、全体としてやっぱりスペースがなかなか難しいというか、面積を広げるという意味で、先ほど、2階建て以上の建物というのはちょっと難しいということでしたが、例えば民間の施設を見ますと、1階に駐車場を置いて、その上に建物が乗っかっているような、そういう大型電気量販店とかそういうことをされているところもあるんですが、こういったことは可能なのかどうか、その辺りだけ確認させてもらえたらいります。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

個別にどういう意見があったというのはちょっと表現しづらい部分もあるんですが、そういう想定で2階建てにすると。屋上利用も含めて、2階建て以上の投資をすることに関しては慎重な意見が多かったと。むしろ、そのほかの土地を借りるという選択肢もありますし、池を埋めるという選択肢もありますし、そういった中で、屋上利用をするということには慎重な意見が多かったということでございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 サウンディングの施設要件というところに、具体的な施設2つ、飲食提供施設、それから食料品・生活用品販売施設、2つの具体的な施設の名前が書いていますが、こういう関連事業者がサウンディングに参加をされて、いろんな意見を述べられたということは、あそこに、図書館の跡地周辺に、飲食店なり食料品・生活用品の販売事業者を誘致する方向で進んでいると。もうこういう理解でいいんですかという確認をさせていただきます。

それと、私懸念していたんは、この飲食提供施設者と、先ほど複合施設の中で、キッチンスペースをカフェ等に改造するというようなことも視野に入れてということもお話ししましたけども、事業者の内容によりますけども、ここでいう飲食提供施設事業者との競合等が起こらないように、やっぱり調整する必要があるのかなというふうに感じたので、そのところもご意見を頂戴したいです。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 1点目になりますが、生活用品販売ですか、そういった記述がございますが、公募に際しては、地域が抱える課題を解決するということが、我々公募する目的として定めさせていただくところかなと思っております。その中でもどういった業種に来てほしいという部分まで記載するかどうかは、今、検討の最中でございます。

2つ目のキッチンスペースの取り合いですね。先ほどのキッチンスペースを改造できるような仕様にするというところと、指定管理者のほうにその運用をお任せするといったところで、もしもその跡地のほうに類似施設が来られた場合には、そのお客様の取り合いということが発生するかどうかとも踏まえて、指定管理者のほうが判断されるのかなというふうに我々は思っております。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 一帯の整備、複合施設とそれから跡地利用、これ25億円云々という数字も出ましたけども、相当大きな費用をかけて、地域のためにという計画でございますけれども、地元の住民から、早くこの事業を進めてほしいと待っているんだという意見がなかなか出てこないというのは、イメージとしてこんなものを整備しますという訴えが弱いんかなというふうに思うんです。私はこれだけの投資をするとなれば、やっぱり市民の方がわくわくするようなそういうプラン、それから、先ほど説明していただきましたように、住民の方が求めている施設の誘致、この辺のところをしっかりと分かりやすく、もうぼちぼちイメージ湧くようなプランを住民の方にお示しをいただく時期が来ているのかなというふうに思うので、今は、潰

されて疲弊した、図書館を潰すって言われて、寂しいねんとか、マイナスイメージばっかり私たちのところに来るので、いや、そうじゃなしに、ここをこういうふうに活用して、皆さん方のご要望に応える施設を造るんだということを訴える資料なり、情報提供をよろしくお願ひ申し上げておきたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 もう1点だけなんですけど、時間もあれなので、論地池なんですけど、これ、事業、サウンディングで出た意見で、やっぱり論地池のところも面積として必要やというところが出てると思うんですけど、これやっぱり企業が来られるときに、要は市としては、それどこまでやられるんですかと。要は池を、言うたら整備すんの。やっぱり企業としては、結果にも書いてあるんですけど、優遇措置として土地の賃料また市税ってちょっとよう分からんんですけど、法人税のことなんか市税の減免を期待するというところも書いてあるので、何かしらの企業に対しての来てもらうところのメリットというところは、何か考えられているのかというところを、ここ来てくださいだけじゃなかなかしんどいなというところもあると思うので、池を整備するのは事業者持ちなんかとか、その辺まで考えられているのかどうかというのを答えてもらいたいなと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

サウンディングの中では、池の活用ができるかどうかという設問も設けさせていただいて、その反応を見させていただいております。おおむねその活用はできそうだというお答えをいただいているので、埋立てから事業者のほうにお任せをして、活用していただくということになります。事前の調査に関しては、土地がどのような地盤であるとか、そういった調査に関しては事前に準備をしてあげて、開発に際してはこのような手続が想定されますよという要件を与えて公募させていただこうかなと思っております。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 論地池のところの整備も含めて、事業者でお願いをしたいというところなんですね。来てもらう企業にとっては、やっぱりこっちもセールスをしやすいような形を持っていったほうがいいんかなというところもありますので、その辺もほか、例えば事前の準備、言つてはるよう開発をしやすいようなところを手助けするとか、そういうところは、市としてできるところをしっかりとしていただいたら、企業も手挙げやすくなってくるんかなと思いますので、その辺はお願いをしたいなと思います。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

これをもちまして、本日の調査案件は全て終了いたしました。

以上で、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を終了いたします。

皆さん、お疲れさまでした。慎重審議ありがとうございました。今回、バリアフリーに関して、非常に内容の濃い議論が出ておりましたけども、私の反省点としても、これまでの委員会の中で、その辺りもう少し踏み込んで議論すべきだったなということは反省点として思いました。また、これが全てじゃありませんので、今後、詳細設計に入るに当たって、いろんな方面的意見を踏まえながら、また、できるだけブラッシュアップしていく案にやっていきたいと思いますので、理事者の方々、よろしくお願ひします。また、議員の方々におかれまして、建設的な意見を、またお願ひしたいと思います。

以上になります。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまです。

閉会 午後0時23分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

奥本 佳史